



平成27年12月11日

各 位

会社名 株式会社ダスキン
代表者名 代表取締役社長 山村 輝治
(コード番号：4665 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 鶴見 明久
電話 06-6821-5071

消費者庁からの措置命令に関するお知らせ

当社は、本日消費者庁より、当社が提供している「窓用フィルム（遮熱・UVカットタイプ Nano 80 S）施工サービス」（以下、本件役務）のチラシ・ダイレクトメールの一部について、不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく下記内容の措置命令を受けたことをお知らせいたします。

本件役務をご利用いただいているお客様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑をお掛けすることになりましたことを心よりお詫び申し上げますと共に、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止に取り組む所存でございます。なお、当該表示の対象地域・期間で本件役務を受けられた312件のお客様には、このお知らせとは別に個別にお知らせの上、誠意を持って対応いたします。

記

1. 措置命令に至った事案

平成26年4月頃から7月頃にかけて、東京都・神奈川県・千葉県で配布した本件役務に関するチラシ・ダイレクトメールの一部において、「室温の上昇を抑える。最大－5.4℃空調効率アップ」、「室温の上昇を抑える。最大－6℃空調効率アップ」と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、本件役務の提供を受けない場合と比して、室温の上昇が最大で摂氏5.4度又は最大で摂氏6度抑えられるかのように示した表示について、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示であるとの認定を消費者庁から受けたものであります。

2. 措置命令の内容

- (1) 本件役務に関わる表示に関して、あらかじめ消費者庁長官の承認する方法にて、一般消費者に速やかに周知徹底すること。
- (2) 今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示をしないこと。
- (4) (1)(2)の措置を採った旨を速やかに消費者庁長官に文書にて報告すること。

3. 再発防止策

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法をはじめとする広告に関連する法令に関する講習会を定期的開催することで、役員及び従業員の知識、見識を更に深めると共に、法令順守の意識を高めてまいります。
- (2) 広告物の表現に関して、社内の照査及び管理体制の更なる強化を図ります。

4. 業績に与える影響

本件による平成28年3月期連結業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後何らかの影響があると判断した場合は適正に開示してまいります。

以上

本件に関する報道機関からのご照会は、以下へお願い申し上げます。

株式会社ダスキン 広報部 電話 06-6821-5006